

軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の  
選任について

軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の選任について、軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）第8条第2項の規定により、部会に属すべき委員を下記のとおり指名する。

記

氏 名

○参考図書等

- ・ **資料Ⅱ** 軽井沢町自然保護審議会条例
- ・ **資料6** 軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会設置要綱（案）
- ・ **参考資料6-①** レッドデータブック策定全体方針
- ・ **参考資料6-②** レッドデータブック策定検討組織体系（案）

[ファイル名：04\_資料Ⅱ\_軽井沢町自然保護審議会条例.pdf]

[ファイル名：16\_資料6\_軽井沢町版レッドデータブック策定検討部  
会設置要綱（案）.pdf]

[ファイル名：17\_参考資料6－①\_レッドデータブック策定全体方針.pdf]

[ファイル名：18\_参考資料6－②\_レッドデータブック策定検討組織体系（案）.pdf]

○その他

なし